

殺処分勧告書

口蹄疫対策特別措置法第六条第一項の規定により、下記の当該家畜を殺すべきことについて、同条第三項の規定により書面により勧告します。

タ ツ 2 4

平成22年 6月29日

住所 宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋6721-1

氏名 薦田 長久 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



記

一 殺処分の対象となる家畜

平成22年農林水産省告示第937号により指定された区域内にある貴所有の家畜の全て

二 勧告を実施する根拠となる法の規定

口蹄疫対策特別措置法第六条第一項

三 勧告を実施する理由

口蹄疫の蔓延を防止するため

四 一の家畜を殺すべき期限

平成22年 7月 6日

五 その他必要と認める事項

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に審査請求することができる。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができない。

この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県(訴訟において宮崎県を代表するものは知事)を被告として提起することができる。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができない。